

新潟県条例第2号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」という。)に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動前条等」という。)が存在する場合には当該移動前条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動前条等が存在しない場合には当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正前部分」という。)が存在する場合には当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
<p>第13条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手</p>	<p>第13条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手</p>

当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

附 則

(退職手当の基本額の特例)

第26条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(条例第41号附則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第26条」とする。

(国立大学法人等の職員であつた者の勤続期間計算の特例)

第30条 (略)

(国立大学法人等の職員となつた場合における退職手当の不支給)

第31条 (略)

(減額改定が行われた場合の給料月額取扱い)

第32条 (略)

(平成34年3月31日以前に退職した職員に対する失業者の退職手当の特例)

第33条 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」「イ 雇用保険法第22条第2項に規定とあるのは ウ 特定退職者であつて、雇用保険

当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

附 則

(退職手当の基本額の特例)

第26条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(条例第41号附則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第26条」とする。

第30条 (略)

第31条 (略)

第32条 (略)

する厚生労働省令で定める理由により就職が困難
法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、
 な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲
 かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指
 げる者に相当する者として人事委員会規則で定め
 導基準に照らして再就職を促進するために必要な
 者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導
 職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行
 基準に照らして再就職を促進するために必要な職
 うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者
 業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行う
 を除く。）
 ことが適当であると認めたもの
 」とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年新潟県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1・2 (略) 3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条の2第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。 4～40 (略)</p>	<p>附 則 1・2 (略) 3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条の2第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。 4～40 (略)</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1 (略) (経過措置) 2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後</p>	<p>附 則 1 (略) (経過措置) 2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後</p>

の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第7条並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年新潟県条例第41号。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。）附則第3項から第6項まで並びに附則第10項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年新潟県条例第93号。以下この項及び附則第4項において「条例第93号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第26条の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、附則第6項、附則第7項、条例第41号附則第3項から第6項まで並びに条例第93号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～13 （略）

の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第7条並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年新潟県条例第41号。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。）附則第3項から第6項まで並びに附則第10項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年新潟県条例第93号。以下この項及び附則第4項において「条例第93号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第26条の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、附則第6項、附則第7項、条例第41号附則第3項から第6項まで並びに条例第93号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～13 （略）

（職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成27年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
附 則		附 則	
1	(略)	1	(略)
	(経過措置)		(経過措置)
2	職員（職員の退職手当に関する条例第2条第1	2	職員（職員の退職手当に関する条例第2条第1

項に規定する職員をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。)が新条例適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新一般職員退職手当条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として施行日以後平成30年3月31日までの間に退職した場合であって、その者が職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年新潟県条例第6号。以下この項及び附則第4項において「条例第6号」という。)附則第2項の規定による退職手当の額の支給を受けない職員である場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、かつ、その者の退職の日における年齢を施行日の前日における年齢とみなして、第1条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧一般職員退職手当条例」という。)第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、条例第6号附則第6項及び第7項、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年新潟県条例第41号。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。)附則第3項から第6項まで並びに職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年新潟県条例第93号。以下この項及び第4項において「条例第93号」という。)附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、新一般職員退職手当条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、条例第6号附則第6項及び第7項、条例第41号附則第3項から第6項まで並びに条例第93号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。この場合において、旧一般職員退職手当条例附則第26条及び条例第41号附則第3項の規定の適用については、これらの規定中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」とする。

3～6 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第1条(職員の退職手当に関する条例附則第26条の改正を除く。)並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から施行する。
(失業者の退職手当に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)

項に規定する職員をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。)が新条例適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新一般職員退職手当条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として施行日以後平成30年3月31日までの間に退職した場合であって、その者が職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年新潟県条例第6号。以下この項及び附則第4項において「条例第6号」という。)附則第2項の規定による退職手当の額の支給を受けない職員である場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、かつ、その者の退職の日における年齢を施行日の前日における年齢とみなして、第1条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧一般職員退職手当条例」という。)第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、条例第6号附則第6項及び第7項、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年新潟県条例第41号。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。)附則第3項から第6項まで並びに職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年新潟県条例第93号。以下この項及び第4項において「条例第93号」という。)附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、新一般職員退職手当条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、条例第6号附則第6項及び第7項、条例第41号附則第3項から第6項まで並びに条例第93号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～6 (略)

第13条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第33条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて職員の退職手当に関する条例第13条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が前項ただし書に規定する規定の施行の日以後であるものについて適用する。

- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第13条第11項（第5号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第13条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。